



2021年9月17日

各 位

会社名 愛光電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 保
(コード番号 9909)
問合せ先 常務取締役 武井 勝義
(TEL. 0465-37-2121)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年11月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年10月5日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2021年10月5日（火）
- (2) 公告日 2021年9月17日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://aiko-denki.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2021年8月6日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、AKコーポレーション株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2021年8月10日に開始した当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社の自己

株式及び当社の代表取締役社長であり、公開買付者の代表取締役である近藤保氏が保有する当社株式（108,280株）を除きます。）を取得することができなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上